

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

附 則

この規定は平成30年2月4日から施行する。